

2月16日(月)～3月16日(月)

# 申告を忘れずに

所得税、市県民税の申告が始まります。期間中は、申告会場が大変混み合います。スムーズな申告が行えるよう、事前に必要書類を整理しておいでください。

## 所得税の確定申告

### ■確定申告が必要な人

次の各項目のいずれかの条件に該当する人は、確定申告が必要です。ただし、納付する税額がない場合などは、確定申告は不要です。

### 【給与所得者】

○昨年中の給与の収入額が2千万円を超える人

○給与の年末調整を受けていない人

○給与の年末調整を受けた人で

・給与所得以外に20万円を超える所得がある人(農業、不動産など)

・給与を2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額とその他の所得金額の合計額が20万円を超える人

### 【年金所得者】

○公的年金以外の所得が20万円を超える人

○公的年金の収入が400万円を超える人

### 【その他の所得がある人】

○事業所得(営業、農業)や不動産所得などがある人で、昨年中の所得金額の合計額が、基礎控除その他の所得控除の合計額を超える人

○土地や建物などの売却による所得がある人

※確定申告が必要な人のほかに、申告をする、所得税の還付を受けることができる人などは、確定申告をすることができます

※申告のとき必要な書類などは、1月15日号をご覧ください

■確定申告は、便利なインターネット(電子申告)をご利用ください

インターネットは、インターネットを利用して、国税庁ホームページ上で確定申告書を作成・提出(送信)できるしくみです。

主に次のような利点があります。

- ・医療費の領収書や源泉徴収票などの書類の提出または提示を省略できます。
- ・還付処理が、早期に行われるため、還付金を早く受け取ることができます。
- ・確定申告期間中は、昼夜を問わず、都合の良いときに利用できます。(メン


### ●問い合わせ

所得税に関すること  
村上税務署 ☎53・3141  
市・県民税に関すること  
村上市役所税務課 ☎53・2111  
(内線221・222)

### テナンス時間を除く

- ※インターネットを利用するには、
- ・利用環境の確認
- ・電子証明書付住基カードの取得
- ・電子証明書の登録・再登録
- ・ICカードリーダーが必要

詳しくは、e-Taxホームページをごらんください。

イータックス  検索   
<http://www.e-tax.nta.go.jp>



### お願い

六斎市の日(2と7のつく日)と市議会の開催日は、本庁市役所駐車場が混雑しますので、公共交通機関や相乗りで来庁されるようご協力をお願いいたします。

## 税理士事務所における還付申告無料相談

関東信越税理士会村上市支部では、下記の日程で還付申告無料相談を行います。(要予約)

対象：年の途中に退職した人、医療費控除を受ける人(給与所得者、年金所得者のみ)

相談受付時間：午前10時～午後4時

**2月5日(木)**

鈴木 信嘉	税理士事務所	村上市羽黒口10番31号	☎52-3326
村山 誠	税理士事務所	村上市山居町二丁目5番26号	☎53-2620
金子 謙	税理士事務所	村上市堀片3番29号	☎53-2218
種部 義秋	税理士事務所	村上市田端町13番19号	☎53-7775

**2月6日(金)**

穴戸由喜夫	税理士事務所	村上市岩船横新町2番2号	☎56-7708
瀬賀 良	税理士事務所	村上市福田349番地	☎66-5128
伊藤三五郎	税理士事務所	関川村下関12番地2	☎64-1486

